

●香川県選挙管理委員会告示第78号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設の種別及び名称の変更があったので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

令和4年8月23日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 略			1 略		
2 介護老人保健施設			2 介護老人保健施設		
名称	所在地	指定年月日	名称	所在地	指定年月日
略			略		
社会福祉法人敬世会介護老人保健施設城山苑	略		社会福祉法人敬世会介護老人保健施設城山苑	略	
医療法人社団純心会介護老人保健施設ハートフルねんりん荘	略		医療法人社団純心会介護老人保健施設ハートフルねんりん荘	略	
略			略		
3 介護医療院			3 介護医療院		
名称	所在地	指定年月日	名称	所在地	指定年月日
医療法人社団功寿会介護医療院千手苑	善通寺市原田町1486番地 <u>3</u>	平成6年3月 <u>24日</u>	医療法人社団功寿会介護老人保健施設千手苑	<u>善通寺市原田町1486-3</u>	<u>平成6年3月24日</u>
医療法人日昭会岡病院介護医療院	略		医療法人日昭会岡病院介護医療院	略	
略			略		
4～6 略			4～6 略		